

公営住宅の一部入居者（生活保護受給者又は単身の認知症患者）に対する 公営住宅法第16条第1項に基づく収入申告の義務付けの 緩和措置（職権認定又は代理申告）に関する調査について

1. 調査実施期間

平成27年8月21日（金）～平成27年9月4日（金）

2. 調査対象

平成27年の地方分権改革に関する提案募集において、公営住宅の一部入居者（生活保護受給者又は単身の認知症患者）に対する公営住宅法第16条第1項に基づく収入申告の義務付けの緩和措置を提案した6地方公共団体*

※京都府、兵庫県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県

なお、関西広域連合も提案団体の一つであるが、公営住宅の事業主体ではないことから、本調査に対する回答はなかった。

3. 調査結果の概要

別紙のとおり

4. 提案を実現する上での主な課題

- 今回調査した地方公共団体間においても、入居者本人の収入を
 - ・事業主体が職権認定するに当たり、その同意を得るべき範囲
 - ・入居者本人以外の者の代理申告を認めるに当たり、代理申告を認める範囲について見解が分かれており、どの範囲内で制度改革を行うかについて直ちに結論付けることは困難。
- また、「生活保護受給者」や「単身の認知症患者」以外に同様の措置の対象とするべき範囲について、さらに調査を深める必要もある。
- したがって、今回と同様の調査を全事業主体（1675団体）にまで広げて行い、その回答結果を踏まえて、制度改革の具体案を検討することが望ましい。

5. 今後のスケジュール

来年度までに提案内容を実現するための制度改革を行うべく、以下のスケジュールで検討を進める。

- ・本年中：調査内容を再精査し、全事業主体に発出
- ・平成28年2月末まで：調査の実施
- ・平成28年3月末まで：調査結果の集約・分析
- ・平成28年4月末まで：調査結果を踏まえた具体的な制度設計案の検討
- ・平成28年5月末まで：具体的な制度設計案に対する全事業主体への照会
- ・平成28年6月以降：事業主体の意見を踏まえた制度設計案の修正
関係部局との調整開始

(注)括弧内は回答事業主体数

事業主体側で把握することが可能な生活保護受給者等の収入については、事業主体側で職権認定することを可能とすることについて

1	「生活保護受給者」が収入申告を懈怠し、その結果近傍同種家賃として決定される具体的なケース	<input type="radio"/> 収入申告を懈怠するとどのようになるかを理解していない <input type="radio"/> 事業主体等から収入申告するよう指導しても応じない <input type="radio"/> 近傍同種家賃として決定されても、当該家賃額によっては生活保護費が満額支給されるため、申告しない <input type="radio"/> 単身の入居者が病気、怪我等により長期の不在となる場合
2	上記1のケースの年間発生件数	<input type="radio"/> 10件程度(1) <input type="radio"/> 1～3件程度(2) <input type="radio"/> 発生していない(2) <input type="radio"/> 把握していない(1)
3	「生活保護受給者」以外で、収入申告を懈怠した結果として、近傍同種家賃として決定されている者(生活保護受給者「等」の範囲)	<input type="radio"/> 不適正入居のため、申告できない者 <input type="radio"/> 家賃の減免が認められる者
4	上記3のケースの年間発生件数	<input type="radio"/> 0件(今後発生する可能性はあり)(2) <input type="radio"/> 2～3件程度(1) <input type="radio"/> 把握していない(3)
5	入居者の収入を事業主体が職権認定するに当たり、 <u>その申し出をすることができる者の範囲</u>	<input type="radio"/> 「生活保護受給者」たる入居者本人に限定(4) <input type="radio"/> 親族、連帯保証人まで拡大(1) <input type="radio"/> 入居者本人の同意及び委任状は不要(生活保護における家賃の代理納付制度と同様の扱いとする)(1)
6	事業主体が福祉事務所から得られる情報だけで「生活保護受給者」たる入居者本人の収入を把握できるか	<input type="radio"/> 可能(4) (理由)福祉事務所において、入居者の収入等を把握した上で生活保護の受給が開始されており、定期的に収入状況の把握も行われているため <input type="radio"/> 困難(2)
7	福祉事務所以外からの情報入手方法	<input type="radio"/> 市役所における所得証明書等の発行 <input type="radio"/> 公営住宅法第34条の規定による市町村民税の課税台帳の閲覧 <input type="radio"/> マイナンバー制度の活用
8	「生活保護受給者」たる入居者本人の収入以外に、公営住宅への入居時に、当該入居者から提出してもらう「同意書」の中に含めるべき情報	<input type="radio"/> 同意書の提出後は収入申告手続によらず、職権認定による家賃決定を行うこと <input type="radio"/> 市町村が事業主体に対し①生活保護を受給している事実及び②入居者世帯の収入情報を提供すること <input type="radio"/> 連帯保証人の収入 <input type="radio"/> 同居者全ての収入(家賃算定に必要なため)

単身の認知症患者の収入については、市町村長等による代理申告を可能とすることについて		
9	「単身の認知症患者」が収入申告を懈怠し、その結果近傍同種家賃として決定されているケースの年間発生件数	<ul style="list-style-type: none"> ○実態不明(5) ※世帯員の転出・死別等の結果、単身入居者となる高齢者が見受けられることから、今後、認知症を患う単身入居者の増加が予想される ○年間1～2件程度(1)
10	「単身の認知症患者」以外で、収入申告を懈怠した結果、近傍同種家賃として決定されている者	<p>(単身の)知的障害者、不適正入居のため申告できない者、単に怠惰な者、生活保護受給者、精神障害者、単身高齢者、高額所得者、入院中の者、制度を理解してくれない人(知的障害や精神障害が疑われるが障害者手帳発行の水準に満たない者を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ※上記のうち、社会的弱者として地域包括支援センターが収入申告に支障があると認めた場合も対象に含めるべきとの意見あり
11	上記10のケースの年間発生件数	<ul style="list-style-type: none"> ○1～3件程度(2) ○把握していない(4)
12	入居者本人に代わって 当該入居者の収入を申告できる者の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村まで(1) ○当該認知症患者の親族及び後見人まで(4) ○同居者、親族、後見人、連帯保証人まで(1)
13	事業主体が福祉担当部局等から得られる情報だけで「単身の認知症患者」たる入居者本人の収入を把握できるか	<ul style="list-style-type: none"> ○不可能(5) (理由)地域包括支援センター等では、単身の認知症患者全ての収入を把握しているわけではないため ○可能(1)
14	福祉担当部局等以外からの情報入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ○公営住宅法第34条の規定による市町村民税の課税台帳の閲覧 ○マイナンバー制度の活用
15	「単身の認知症患者」たる入居者本人の収入以外に、公営住宅への入居時に、福祉担当部局等から当該入居者に提出する「申告書」の中に含めるべき情報	<ul style="list-style-type: none"> ○(単身の)認知症である旨の診断書 ○市町村が代理申告を行うことに対する本人の同意書 ○収入を事業主体に提供することに対する本人の同意書 ○当該入居者本人に代わって親族や後見人が代理申告する場合、本人との関係がわかる書類
その他質問事項		
16	各地方公共団体(特に社会福祉部局)にとっては事務負担増となることについての懸念点等	<ul style="list-style-type: none"> ○同意を得た生活保護受給者、単身認知症患者の収入状況等の照会 は、年に1回まとめて行うことから、市町村の大きな負担にはならない ○介護保険等の申請時は本人同意が必要であり、地域包括支援センターにおいて対応していることから、それらの機会を利用し同意書を取得する等の方法が考えられる ○県全体のメリットを考えた場合、理解いただける ○照会情報の増加分の事務負担増 ○要介護・要支援認定を受けている方以外の方の情報把握が困難 ○事務負担が増となることで協力が得られるか
17	他の行政機関等との連携体制	<ul style="list-style-type: none"> ○国交省・厚生省からそれぞれ通知等が出されれば、現場では適切に協力関係の構築が可能。その上で、関係機関との協力依頼の発出、会議の開催等日常的な情報交換体制の構築に取り組む ○申告書の未提出により入居者が不利益となることを社会福祉部局に理解していただいた上で連絡体制を整えることを想定 ○住宅部局が対象者をリストアップし、地域包括支援センターに調査を依頼する ○特段、連携を強化する必要はない